

【アメリカ】通常兵器輸出規制緩和

専門調査員 海外立法情報調査室 廣瀬 淳子

* トランプ政権は 2018 年 4 月 19 日に、通常兵器の輸出手続を簡素化し輸出を促進することを目的とする、通常兵器の輸出政策に関する国家安全保障大統領覚書を公表した。

1 概要

「合衆国の通常兵器の輸出政策」と題された国家安全保障大統領覚書は、副大統領や国務長官、財務長官、国防長官、司法長官、商務長官等、兵器輸出に関係する関係閣僚等に向けて発出されたもので、全 6 条で構成されている¹。オバマ政権時代の 2014 年 1 月 15 日付の、通常兵器の輸出に関する大統領政策指令（後述）による政策を変更するものである。

アメリカの兵器輸出は、基本的には 1976 年兵器輸出規正法²（その後の改正を含む。）に基づいて実施されてきたが、この覚書も同法に従って施行される。戦略的な兵器輸出は、安全保障や外交面だけではなく、経済面からも重要であるとされている。

トランプ政権の兵器輸出促進策への政策転換の背景には、2018 年 11 月の中間選挙を視野に、同盟国や友好国への兵器の売却を促進し、防衛産業の雇用促進を図る狙いがあると報道されている³。また同日には、オバマ前政権時には 2015 年 2 月 17 日付の方針により制限されていた、米国製の無人機の輸出規制緩和に関する方針も公表された⁴。

2 主要条項

覚書の主要な内容は、次のとおりである。

(1) 目的（第 1 条）

この覚書で示されるアプローチにより、潜在的な敵に対して技術的優位を保つこと、パートナーシップを強化すること、経済を発展させ、研究開発を促進すること、雇用を創出するために防衛産業の基盤の能力を向上させること、主要な市場での競争力を向上させること、米軍等に脅威となる世界的な兵器の取引を抑制する米国の能力を守ること、等の目的に貢献する。

テロ対策等の安全保障上の目的のため、提案された兵器の輸出が国家安全保障上の利益に合致する場合は、行政府は合衆国の企業を強く支持する。また、行政府は手続や規制の簡素化等により、合衆国の産業の競争力を強化する。

(2) 政策（第 2 条）

合衆国や同盟国等の安全保障を強化すること、軍事技術輸出の適切な保護を含む米軍の技術的優位の維持、米国企業の輸出機会の拡大、製造業や防衛産業の基盤の強化、同盟国等の支援

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018 年 9 月 7 日である。

¹ “National Security Presidential Memorandum Regarding U.S. Conventional Arms Transfer Policy,” NSPM-10, April 19, 2018. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/national-security-presidential-memorandum-regarding-u-s-conventional-arms-transfer-policy/>>

² Arms Export Control Act of 1976, P.L.94-329.

³ 「米、武器輸出規制緩和へ」『朝日新聞』2018.4.20, 夕刊.

⁴ U.S. Department of State, “U.S. Policy on the Export of Unmanned Aerial Systems,” April 19, 2018. <<https://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2018/04/280619.htm>> 規制緩和の目的は、米国企業の輸出機会の拡大、友好国の安全保障等の強化、二国間関係の強化、米国の軍事的優位の維持、大量破壊兵器運搬システムの拡散の阻止とされている。

や関係の強化、軍事的相互運用の強化、兵器の拡散の抑止、関連法の規定に従うこと、等を行政の政策とする。

(3) 兵器輸出決定（第3条）

兵器輸出の決定に際して、行政府は以下の点を考慮しなければならない。

(a) 合衆国の国家安全保障

- ・輸出が、合衆国の安全保障上の利益へ与える影響の妥当性
- ・輸出が、同盟国等との負担の共有や相互運用に寄与する程度
- ・輸出の、地域の安定における合衆国の利益との整合性
- ・輸出の、合衆国の技術的優位への影響
- ・輸入国の不拡散及び拡散阻止における実績、輸出のテロ対策や超国家的組織犯罪対策等への寄与

(b) 合衆国の経済安全保障とイノベーション

- ・輸出の、合衆国の産業や防衛産業基盤への金融面、経済面における影響
- ・競合するシステムを輸入国が競合する外国の供給者から取得する能力

(c) 同盟国や友好国との関係

- ・輸出が、同盟国等の安全保障やテロ対策能力を強化するという目的に合致する程度
- ・輸出が、戦略、外交政策、国防上の利益に資するようにアクセスや影響力を増大させる程度
- ・輸入国が要求するシステムを効率的かつ適切に運用する能力
- ・輸出により、同盟国等が合衆国の敵対勢力への依存度を低下させる可能性
- ・輸出が、輸入国内において、経済的、政治的、社会的に負の効果を持つ危険性

(d) 人権及び国際人道法

- ・輸出が、国際平和や安全保障を害したり、人権の侵害につながる危険性等

(e) 不拡散

- ・輸出が、国際的な拡散防止合意等を損なう危険性

(4) 施行（第4条）

この覚書の日付から 60 日以内に、国務長官は国防長官、商務長官、エネルギー長官と協議の上、第2条及び第3条の政策の行動計画案を大統領に提出しなければならない。

その行動計画案には、兵器の輸出が合衆国の国家安全保障上の利益に最も合致するものとなるよう、合衆国政府として取るべき、短期的及び長期的な行動を盛り込まなくてはならない。

この覚書の日付から 60 日以内に、国務長官は国防長官、商務長官、エネルギー長官と協議の上、米国製の無人機（unmanned aerial system: UAS）の輸出政策についても、国家及び経済安全保障上の利益により合致するような提案を提出しなければならない。

(5) 前大統領の指令への優位（第5条）

この覚書は、2014年1月15日の大統領政策指令第27号⁵を無効とし、これによってかわるものである。

⁵ “United States Conventional Arms Transfer Policy,” Presidential Policy Directive 27, January 15, 2014. <<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2014/01/15/presidential-policy-directive-united-states-conventional-arms-transfer-p>> なお、これ以前には、クリントン政権下の1995年2月10日の大統領指令 NSC-34 によって、兵器輸出方針が示されていた。